

掲示板中労委

一部不当命令はあるものの、

団交の拒否について不当労働行為を認めた部分の取り消しを求めた会社の申立ては却下される！

今回の中労委命令は、平成27年10月23日、組合掲示板を設置しないことは、組合弱体化を企図した不当労働行為であり、組合掲示板について議論しようとし入れた団体交渉を拒否されたことも不当労働行為であると三重県労働委員会がそれぞれを認める命令を下し、それを不服とした会社が中労委に再審査申立てを行ってきたものです。

団交拒否について、初審命令は、不当労働行為を認めつつもその後の協約改訂交渉にて議論したとして救済命令には至らず組合申立ては却下の命令です。しかし、不当労働行為を認められたら収まらない会社が命令ではなく内容要旨について再審査申立てしていたもので、中労委も「こんな再審査は受け付けません！」と会社の請求を却下しました。

掲示板設置に関わる不当労働行為を認めた初審命令は取り消される不当命令！

掲示板の設置に関わる部分については、明文化された定めのないことや、組合掲示物について争いがある事、基地の統廃合である事等を認めつつも、前例が無いことや会社の言う「組合掲示板設置基準」が運用上の基準として確立しているとして不当労働行為には困難として初審命令を取り消しました。

背景や内容については、私たちの主張に理解を示しつつも、掲示板の設置について会社に一定の裁量が存在するとして、私たちの主張するところの団結権には言及せず、片手落ちの判断・命令であると言わざるを得ません。

私たちは、労働者の団結権を盾にとり労働委員会を闘ってきました。

職場で如何に組合掲示板が重要なものであるか訴えたのが掲示板三労委、そして中労委です。

職場の労働者の権利を守るためこれからも取り組みを続けていきます！！